

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	白河市

白河市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	白河市産業部農林整備課農林管理係
所 在 地	福島県白河市八幡小路 7 番地 1
電 話 番 号	0248-22-1111
F A X 番 号	0248-24-1844
メールアドレス	norin@city.shirakawa.fukushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、ツキノワグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	白河市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
カラス		0.00千円／0.00ha
イノシシ	水稻	1,015.90千円／0.93ha
ニホンジカ	大豆	2.75千円／0.02ha
ハクビシン	ブドウ	35.28千円／0.01ha
	ナシ	66.88千円／0.01ha
	小計	102.16千円／0.02ha
ツキノワグマ		0.00千円／0.00ha
合 計		1,120.81千円／0.97ha

(2) 被害の傾向

○カラス 令和5年度においては被害報告が無かったが、例年夏から秋にかけて果樹全般に被害が発生しており、放置すれば今後も被害が拡大するおそれがある。 ○イノシシ 主に山林に隣接した農地で、夏場に水稻への被害が発生しており、特に白河地区及び大信地区で被害が大きい。また、農閑期においても、田の畦畔や畑地等の掘り起こし被害が発生している。 ○ニホンジカ 大信地区を中心に大豆の食害が確認されており、年々生息域が拡大傾向にあることから、今後、被害額が増加するおそれがある。 ○ハクビシン 白河地区や東地域の果樹地帯を中心に、例年夏から秋にかけて被害が発生している。また、被害額には表れていないが、市街地において家庭菜園の被害が発生しており、その範囲は拡大傾向にある。 ○ツキノワグマ 農作物への被害額には表れていないが、特に白河市小田川地区及び大信地区では、人家近くでの目撃情報が増加している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
カラス	0.00千円	0.0千円
イノシシ	1,015.90千円	812.7千円
ニホンジカ	2.75千円	2.2千円
ハクビシン	102.16千円	81.7千円
ツキノワグマ	0.00千円	0.0千円
農作物被害額（合計）	1,120.81千円	896.6千円
カラス	0.00ha	0.00ha
イノシシ	0.93ha	0.74ha
ニホンジカ	0.02ha	0.02ha
ハクビシン	0.02ha	0.02ha
ツキノワグマ	0.00ha	0.00ha
農作物被害面積（合計）	0.97ha	0.78ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	白河市鳥獣被害対策実施隊を編成し、銃器やわなによる捕獲活動を進めてきた。 また、福島県イノシシ捕獲管理事業を活用し、一般ハンターによる捕獲についても強化した。	実施隊員の高齢化が進み、年々捕獲活動が困難となる者が増えている。 一方で、新たに狩猟免許を取得する者が減少しており、実施隊員の確保が難しくなっている。
防護柵の設置等に関する取組	電気柵の購入費用を一部助成し、設置等の助言指導を行った。 また、福島県鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、広域的に電気柵を整備することにより、効果的な被害防止対策を実施した。	防護柵等の受益面積は、鳥獣被害防止総合対策交付金等の活用により増加傾向にあるが、高齢化等に伴い休耕田が増加し、集落単位で見ると効果的な設置状況となっていない箇所が見受けられる。 引き続き、集落単位で一体的な防護柵設置の推進が必要である。
生息環境管理その他の取組	白河市鳥獣被害防止対策協議会と連携し、集落単位において研修会を開催し、有害鳥獣の寄り付きにくい環境整備に係る知識普及の啓発活動を行った。	研修会等の参加者を増やすため、より効果的な広報活動について検討していく必要がある。 また、鳥獣被害防止に係る基本的な対策として、有害鳥獣の寄り付きにくい環境整備の啓発を市内

		全域に広げる方法についても、併せて検討する必要がある。
--	--	-----------------------------

(5) 今後の取組方針

本市では、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシンによる農作物被害が生じており、特にニホンジカによる被害は、年々生息域が拡大傾向にあることから、今後、被害額が増加するおそれがある。

ツキノワグマによる被害は、被害金額には表れていないが、山林の荒廃等により生息域を拡大しており、状況の変化に応じた被害防止対策が急務である。

これらの対策として、引き続き白河市鳥獣被害対策実施隊との連携を強化し、効率的な捕獲方法の確立と捕獲体制の整備等を図るとともに、効果的な被害予防策を研究し更なる被害の軽減に努める。

併せて、住民が自ら電気柵の設置や放任果樹の除去を行うなど、総合的な被害防止対策に取り組めるよう啓発を行いながら、有害鳥獣の寄り付きにくい環境づくりのための体制を整備する。

具体的には、以下の活動に取り組む。

- ・イノシシの個体数管理については、有害捕獲及び狩猟等により行う。
- ・ニホンジカの個体数管理については、福島県と連携し、広域捕獲事業に取り組む。
- ・狩猟免許の取得支援など、捕獲の担い手の育成に関する活動を行う。
- ・電気柵等の侵入防止柵の設置や追い払い活動等の被害防止体制の確立を目指す。
- ・近隣市町村との連携を図り、広域的な被害防止体制の確立を目指す。
- ・関係機関と連携し、有害鳥獣の被害状況調査を実施する。
- ・住民主体で鳥獣被害対策を実施するための講習会を実施する。
- ・GISを活用し、市内の被害状況や被害要因、侵入防止柵設置状況等の可視化に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会白河支部からの推薦により、白河市が条例に基づき白河市鳥獣被害対策実施隊員を任命し、市の職員とともに日常的に有害鳥獣の捕獲活動に取り組む。

また、鳥獣被害が顕著な白坂・旗宿地域では、狩猟免許を保持し、なおかつ意欲のある農業者の方々に捕獲許可を出し、有害鳥獣の捕獲活動に取り組んでいる。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	カラス イノシシ ニホンジカ ハクビシン ツキノワグマ	白河市鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら捕獲を実施する。 くくりわなについては順次更新し、狩猟者の安全な捕獲活動を支援するとともに、箱ワナの導入も推進し、効果的な捕獲方法について周知する。 新規捕獲従事者の育成のため、狩猟免許試験実施等の情報を広く周知するとともに研修会等への参加を促し、狩猟免許取得を支援する。 地域住民に対して、広報誌、チラシ等により被害軽減策等を周知し、捕獲に関する理解を促す。 近隣市町村との情報共有を行うことにより、鳥獣の広範囲の生息状況を把握し、効率的な捕獲を行う。 ニホンジカの個体数管理については、福島県と連携し、広域捕獲事業に取り組む。 GISを活用し、近隣市町村から収集した情報を可視化し、捕獲効率の向上につなげる。
令和8年度	カラス イノシシ ニホンジカ ハクビシン ツキノワグマ	白河市鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら捕獲を実施する。 くくりわなについては順次更新し、狩猟者の安全な捕獲活動を支援するとともに、箱ワナの導入も推進し、効果的な捕獲方法について周知する。 新規捕獲従事者の育成のため、狩猟免許試験実施等の情報を広く周知するとともに研修会等への参加を促し、狩猟免許取得を支援する。 地域住民に対して、広報誌、チラシ等により被害軽減策等を周知し、捕獲に関する理解を促す。 近隣市町村との情報共有を行うことにより、鳥獣の広範囲の生息状況を把握し、効率的な捕獲を行う。 ニホンジカの個体数管理については、福島

		県と連携し、広域捕獲事業に取り組む。 GIS を活用し、近隣市町村から収集した情報を可視化し、捕獲効率の向上につなげる。
令和 9 年度	カラス イノシシ ニホンジカ ハクビシン ツキノワグマ	白河市鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら捕獲を実施する。 くくりわなについては順次更新し、狩猟者の安全な捕獲活動を支援するとともに、箱ワナの導入も推進し、効果的な捕獲方法について周知する。 新規捕獲従事者の育成のため、狩猟免許試験実施等の情報を広く周知するとともに研修会等への参加を促し、狩猟免許取得を支援する。 地域住民に対して、広報誌、チラシ等により被害軽減策等を周知し、捕獲に関する理解を促す。 近隣市町村との情報共有を行うことにより、鳥獣の広範囲の生息状況を把握し、効率的な捕獲を行う。 ニホンジカの個体数管理については、福島県と連携し、広域捕獲事業に取り組む。 GIS を活用し、近隣市町村から収集した情報を可視化し、捕獲効率の向上につなげる。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
カラスは、福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画に基づき捕獲を行う。 イノシシは、福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づき捕獲を行う。 ニホンジカは、福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づき捕獲を行う。 ハクビシンは、福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画に基づき捕獲を行う。 ツキノワグマは、福島県第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づき捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
カラス	福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画の基準による。 捕獲頭数１５０羽	福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画の基準による。 捕獲頭数１５０羽	福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画の基準による。 捕獲頭数１５０羽
イノシシ	福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画の基準による。 捕獲頭数２００頭	福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画の基準による。 捕獲頭数２００頭	福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画の基準による。 捕獲頭数２００頭
ニホンジカ	福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画の基準による。 捕獲頭数 ８０頭	福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画の基準による。 捕獲頭数 ９０頭	福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画の基準による。 捕獲頭数１００頭
ハクビシン	福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画の基準による。 捕獲頭数１５頭	福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画の基準による。 捕獲頭数１５頭	福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画の基準による。 捕獲頭数１５頭
ツキノワグマ	福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画の基準による。 捕獲頭数 １頭	福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画の基準による。 捕獲頭数 １頭	福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画の基準による。 捕獲頭数 １頭

捕獲等の取組内容
捕獲は農作物被害が多発する４月から１１月頃を重点的に実施することとし、捕獲の時期、場所については、白河市鳥獣被害対策実施隊と協議する。 捕獲方法は、以下のとおりとする。 カラス ： 銃器 イノシシ ： わな及び銃器 ニホンジカ ： わな及び銃器 ハクビシン ： わな ツキノワグマ ： わな及び銃器

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
白河市全域	ニホンジカ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、被害の顕著な地域において電気柵等の侵入防止柵を設置。 総延長 15,000m	鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、被害の顕著な地域において電気柵等の侵入防止柵を設置。 総延長 15,000m	鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、被害の顕著な地域において電気柵等の侵入防止柵を設置。 総延長 15,000m
ニホンジカ	鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、被害の顕著な地域において電気柵等の侵入防止柵を設置。 総延長 1,000m	鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、被害の顕著な地域において電気柵等の侵入防止柵を設置。 総延長 1,000m	鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、被害の顕著な地域において電気柵等の侵入防止柵を設置。 総延長 1,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンジカ	新規整備箇所については、設置時に講習会を開催し、電気柵等の侵入防止柵の適切な設置について指導する。	新規整備箇所については、設置時に講習会を開催し、電気柵等の侵入防止柵の適切な設置について指導する。	新規整備箇所については、設置時に講習会を開催し、電気柵等の侵入防止柵の適切な設置について指導する。 さらに、整備済箇所

	整備済箇所については、モデル集落を設定し、地域で電気柵を管理しよう指導する。	また、モデル集落に指定した集落について、成果測定、課題の抽出を行い、問題点や課題点の改善を行う。	については、モデル集落の事例をもとに、効果的な電気柵管理について指導する。
--	--	--	---------------------------------------

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	カラス イノシシ ニホンジカ ハクビシン ツキノワグマ	・地域住民や関係機関、周辺自治体への聞き取り及び連携により、鳥獣被害に関する情報収集を行う。 ・作物残渣や放任果樹除去、緩衝帯設置、電気柵設置方法等、鳥獣被害防止に関する情報を広報誌や市ホームページ等を通じて地域住民へ広く周知する。 ・被害の多い箇所では、箱わなや電気柵の設置を支援する。また、地域住民と連携し、箱わなや電気柵の見回りを強化するとともに、住处・隠れ処となる周辺山林や建物の点検を行い、雑木伐採や侵入経路閉塞等の対策を講ずる。 ・実施隊とともに鳥獣被害を受けた集落を調査するとともに、センサーカメラの設置等により活動時期・時間や侵入経路、個体数等を明らかにする。その調査結果を基に、GISを活用し被害状況の可視化に努める。
令和8年度		・前年度に引き続き、情報の収集・周知、箱わなや電気柵の設置、見回り・点検等を実施する。 ・前年度の調査結果を基にモデル集落を設定し、集落ぐるみの被害対策を行うよう指導する。
令和9年度		・前年度に引き続き、情報の収集・周知、箱わなや電気柵の設置、見回り・点検等を実施する。 ・被害が多く継続する箇所では、既存の被害対策を点検し、改善を行う。 ・モデル集落に指定した集落について、効果測定、課題の抽出を行い、問題・課題点の改善を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
白河市	事務局を担当し、情報収集、連絡調整に関すること。
福島県県南地方振興局 県民環境部 県民生活課	対象鳥獣関連の捕獲・避難等の助言指導。
白河警察署	緊急時の避難に関すること。
福島県猟友会白河支部	対象鳥獣関連の情報提供に関すること。
白河市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣捕獲の実施や農家（住民）への指導助言に関すること。

(2) 緊急時の連絡体制

通報者	→	白河市	→	各関係機関
		↓		(福島県県南地方振興局県民生活課)
		地域住民		(白河警察署)
				(白河市鳥獣被害対策実施隊)
				(猟友会白河支部)

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

白河市においては、焼却及び埋設により対象鳥獣の処理を行っている。 焼却は西白河クリーンセンターで行っており、埋設はマイクロバックホー等を用いて行っている。
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	本市全域において、国からの出荷制限が出されており、当面の間捕獲した対象鳥獣の食品としての利用は困難。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の実施

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	白河市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
白河市	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整等を行う。
福島県猟友会白河支部	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
白河市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の捕獲を実施する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福島森林管理署白河支署	国有林に関する有害鳥獣関連の情報提供を行う。
福島県県南地方振興局 県民環境部 県民生活課	有害鳥獣の捕獲行為に関する助言及び指導を行う。
福島県県南農林事務所 農業振興普及部	有害鳥獣関連の情報提供及び有害鳥獣の農作物被害防止に関する助言・指導を行う。
福島県県南農林事務所 森林林業部 林業課	里山の森林整備に関する助言・指導を行う。
J A 夢みなみ	鳥獣被害対策に関する助言・指導を行う。
J A 東西しらかわ	鳥獣被害対策に関する助言・指導を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成29年4月1日設置（鳥獣被害防止特措法第9条第1項の規定に基づく） 名称：白河市鳥獣被害対策実施隊 組織：4分隊をもって組織する 白河分隊、表郷分隊、大信分隊、東分隊 隊員：50名（市職員4名、非常勤職員（民間人）46名）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし